

相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業

1 事業の概要

小児科医に係る相対的医師少数区域（※）内に所在する、地域の中核的な病院等における小児科医師の不足を解消するため、当該病院の県外からの小児科医確保を支援する。

※現在、当県における小児科医に係る相対的医師少数区域は次のとおりです。

「東葛南部」、「東葛北部」、「山武長生夷隅」、「君津」

2 補助対象

次のいずれかに位置付けられている病院とする。ただし、相対的医師少数区域に限る。

※現在、位置付けられてはいないものの、新たに位置づけられる場合でも対象となりますので、お知らせください。

- (1) 全県（複数圏域）対応型小児医療連携拠点病院（小児中核病院）
- (2) 救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）
- (3) 小児救命救急センター
- (4) 地域小児科センター
- (5) 小児救急医療拠点病院
- (6) 病院群輪番制参加病院のうち小児救急にも対応している病院
- (7) 周産期母子医療センター（新生児科）

3 対象経費

県外から小児科の専門医を確保するために必要な給与の上乗せに必要な経費（最大5年間の継続補助）。

4 基準額

常勤換算した医師1人当たり3,000千円/年

5 補助率

2/3